

量水器（ $\phi 100$ ）購入仕様書

1. 物品名称及び数量

- ① たて型軸流羽根車電子式量水器（新品）及び隔測器（10mコード付）
はん用（統一型） 鉛レス銅合金製 $\phi 100$ （伸縮補足管付） 4台

※「たて型軸流羽根車電子式量水器（はん用（統一型）鉛レス銅合金製）」は、「電磁式量水器」に代替することができる。ただし、その場合は、見積書にその旨を記載すること。

2. 購入物品の特質等

- (1) JIS B 8570-1（水道メーター及び温水メーター 第1部：一般仕様）
JIS B 8570-2（水道メーター及び温水メーター 第2部：特定計量器仕様）
その他、関連する関係法規及び適用規格等に適合するもの。
- (2) 量水器の計量特性は、次のとおりとする。

項目	数値
計量範囲（Q3/Q1）	100（以上）
定格最大流量（Q3）	100 m ³ （以上）
転移流量（Q2）	1.6 m ³ （以下）
定格最小流量（Q1）	1.0 m ³ （以下）

- (3) 最大表示量は 999,999 m³、最小目量は 0.001 m³とすること。
また、納入時に、隔測器の桁数を報告すること。
- (4) 量水器本体及び伸縮補足管の塗装は、省略することができる。また、フタは青色とする。
ただし、ダクタイル鑄鉄製の伸縮補足管は、内外面エポキシ樹脂粉体塗装を施し、色は灰色とすること。
- (5) 両端は $\phi 100$ mm 上水フランジとし、各部寸法については従来型（たて型軸流羽根車量水器）との取替が可能であること。
- (6) 伸縮補足管入口に、異物の流入を防ぐステンレス製のストレーナを設けること。
- (7) 量水器の積算表示は、液晶デジタル表示とし、液晶部は水分等の浸透を妨げる材質を使用し、水滴の付着によるくもり、電池切れの発生を防止すること。
- (8) 量水器本体及び隔測器は、同一メーカーのものとすること。
- (9) 口径及び当センター指定の量水器番号を、本体及びフタに表示すること。ただし、量水器本体に表示できない場合は、本体に表示されている製造番号と当センター指定の量水器番号とを、紐づけできる資料を提出することとする。
- (10) 1回の納品で納入される量水器の検定有効年月は、すべて同一とすること。

3. 付属品について

量水器 1 台あたりの付属品は、下記のとおりとする。

- (1) ステンレス製フランジボルトナット（ $\phi 19$ ） 8 本
(2) フランジパッキン（3 mm 厚）全面 R F 2 枚

4. 提出書類

提出書類は、下記のとおりとする。

(1) 納品書 1枚

(2) 量水器成績表（以下の項目を記載したもの） 1部

接続する給水管の口径、検定有効年月、試験水圧、検定流量、量水器番号、器差等。

なお、量水器番号及び器差以外は一括可。

(3) 量水器本体指示部のカラー写真（任意の1台で可、明瞭に撮影したもの） 1枚

5. 納期

令和7年11月28日（金）

6. 納入場所及び納入時の注意事項

(1) 納入場所は、八尾市光南町一丁目4番30号 八尾水道センター内資材倉庫とする。

なお、納入しようとする日の1週間前までに、必ず担当者に連絡のうえ協議すること。

(2) 物品の運搬及び搬入等に要する一切の機材、役務及び費用は、受注者の負担とする。

(3) 納入時刻は、午前10時～正午又は午後1時～5時とすること。

7. 保証等

下記に該当する場合は、納入者の責任において補修又は新品と交換するものとする。

(1) 納入後1年以内に、量水器そのものの瑕疵に基づく異常が生じた場合

(2) 電源装置は、交換不能な電池電源とし、通常使用状態において8年以上の間、量水器（隔測表示器を含む。）が正確かつ確実に機能しない場合

10. その他

納品時、量水器交換時に回収した古い隔測器を、納品数と同数引き取ること。